

20220426製局第1号
国不建第56号
令和4年4月26日

一般社団法人
日本アスファルト合材協会会長 殿

経済産業省
製造産業局長
(公印省略)

国土交通省
不動産・建設経済局長
(公印省略)

ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分の
アスファルト合材価格への適切な転嫁について

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁することによるアスファルト合材の取引の適正化や、建設業における適正な請負代金の設定等について、政府全体で取り組むこととされたところです。

建設業者団体に対しては、かねてより、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（令和3年12月1日国不建推第37号・国不専建第26号）」（別添参照）などにより、建設工事の材料費等について、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意することを周知してきたところですが、現下の原材料費等の高騰の状況においては、企業が経済の回復に伴う収益の増大を原資とした賃上げに積極的に取り組むことができるようにするためにも、原材料費等の上昇分の影響を適切に考慮すること等により、資材価格に適切に転嫁していくことが重要です。

つきましては、貴協会におかれても、アスファルト合材について、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、原材料費等の高騰の状況に応じて、当事者間の協議の上適正な取引価格を設定するなど、適切な対応を図るよう、貴協会傘下の各企業に対して改めて周知方お願いいたします。

なお、同様の内容について建設工事の公共発注者、主要な民間発注者及び建設業者団体あてにも周知しておりますので、参考までに送付致します。

20220426製局第1号
国不建第58号
令和4年4月26日

各省各庁発注担当局長 殿
各特殊法人等の長 殿

経済産業省
製造産業局長
(公印省略)

国土交通省
不動産・建設経済局長
(公印省略)

ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分の
アスファルト合材価格への適切な転嫁と適正な請負代金の設定等について

今般、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」（令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定）」において、現下の原材料費等の高騰の状況を踏まえた新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等の一環として、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁することによるアスファルト合材の取引の適正化や建設業における適正な請負代金の設定等について、政府全体で取り組むこととされたところです。

かねてより、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について（令和3年12月1日国不建推第39号・国不専建第29号）」などにより、建設工事の材料費等について、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意することを周知してきたところですが、この度、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分がアスファルト合材価格へ適切に転嫁されるよう、原材料費等の高騰の状況に応じた適正な取引価格の設定について、アスファルト合材製造業界に周知したほか、アスファルト合材の調達に当たり相手方と十分に協議の上適正な価格を設定すること、アスファルト合材を活用した工事の請負契約の締結に当たりアスファルト合材の調達価格を踏まえた適正な請負代金を設定すること、また、建設工事標準請負契約約款に記載の請負代金の変更に関する規定（いわゆるスライド条項等）を適切に設定・運用すること等について建設業者団体に対しても周知を行ったところです。

つきましては、貴職におかれても、アスファルト合材について、ストレートアスファルト等の原材料費の上昇分を適切に価格へ転嫁できるよう、アスファルト合材を活用した工

事の契約締結に当たっては、「労務費、原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について(令和4年4月26日国不建第53号)」にて周知した原材料費の最新の取引価格を適切に反映するための対応を講じていただくこと等により、適正な請負代金を設定していただくほか、公共工事標準請負契約約款第26条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）（いわゆるスライド条項）を適切に設定・運用するとともに、契約締結後においても受注者から協議の申出があった場合には適切に協議に応じること等により、状況に応じた必要な契約変更を実施するなど、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえて適切な対応を図るよう、改めてお願いいたします。

あわせて、受発注者間や元請下請間での価格転嫁に関する相談等については、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」にて受け付けておりますのでお知らせいたします。

なお、同様の内容について各都道府県知事及び各指定都市市長あてにも周知しておりますので、参考までに送付致します。